

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年8月まで
② 昭和39年10月から40年3月まで

国民年金手帳の検認台紙の切り取り線の上に検認印が押印され、切り取られていることから、国民年金保険料は納付しているはずである。

昭和38年6月から同年8月までの保険料については、夫は納付済みであり、夫婦の保険料は私が一緒に納付しており、夫の分だけ払って私の分を払わないなど考えられない。

また、昭和39年10月から40年3月までの期間についても、きちんと3か月ずつ払っており、同様に検認印が押印され、切り取られている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和38年6月から同年8月までについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は37年10月に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦の所持する国民年金手帳から国民年金保険料の納付日が確認できる38年9月から39年9月までについては、夫婦同一日に納付していることが確認できることから、申立人は夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる上、当該期間については、申立人の夫は保険料が納付済みであり、申立人についても、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和37年4月から38年5月までの期間及

び申立期間②については、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫についても未納である上、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間の検認記録欄には検認印が無く、社会保険事務所が保管する特殊台帳の記録及び社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、当該期間の保険料を納付しなかったものと考えるのが自然である。

また、申立人は、国民年金手帳の検認台紙に検認印が押印され、切り取られていることをもって国民年金保険料を納付していた証拠と主張しているが、旧国民年金法施行規則により現年度保険料として納付できない年度の検認台紙については、保険料納付の有無にかかわらず、切り取り線の上に検認印を押印し切り離すこととされており、申立人が居住するA市でも同様の取扱いが行われていたことが確認できることから、申立内容は不合理である。

さらに申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から46年3月まで
② 昭和47年4月から48年6月まで

私が20歳になった際、母親が国民年金の加入手続をし、申立期間①及び②の国民年金保険料を、A市B区役所又は郵便局で納付してくれていた。この当時は学生だったため、任意で国民年金に加入していたはずであり、保険料の納付意思が有り加入したものであるため、未納とされていることに納得できない。なお、厚生年金基金からの通知書に別の年金番号の記載があったことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金の加入期間については保険料をすべて納付しており、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月にA市B区で払い出されており、このころに申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、当時、同市では、国民年金の加入手続を受け付けた際、現年度分の国民年金保険料の納付書を発行し納付勧奨するとともに、加入後は年度当初に当該年度分の納付書を送付していたことが確認できるため、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行っていないながら、現年度保険料を48年6月分まで納付しないまま放置していたとは考え難い上、同市では、現年度

保険料を郵便局でも納付可能であったことが確認できることから、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を区役所又は郵便局で納付してくれていたとする申立人の主張に不自然さは無い。

一方、申立期間のうち、①については、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和48年1月時点では、一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには、過年度納付及び特例納付により納付することとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人の母親が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から同年11月まで

私の国民年金については、母親が加入手続を行い、平成3年から現在まで、毎月、母親が国民年金保険料を納付してくれている。毎年、納付済の通知がA市役所から送付されていたので、未納であれば分かるはずである。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7か月と短期間であるとともに、申立人の母親は、申立人の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、社会保険庁のオンライン記録において収納日が確認できる平成9年4月以降の保険料を、すべて納期限内に納付しているなど、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格の取得に伴い、平成7年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失しているものの、同年度分の国民年金保険料の納付書は同時期ごろに市役所から送付されていたものと推認され、申立人が、厚生年金保険の被保険者資格の喪失に伴い、国民年金に同年5月26日に再加入していることから、同納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立人は、上記のように、平成7年5月26日に国民年金の被保険者資格を再取得しており、社会保険庁のオンライン記録において、平成8年度分の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる

ことから、国民年金への再加入手続を遅くとも同年度中に行ったものと推認でき、この時点でも申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、年金相談の際、昭和48年10月及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、私の国民年金手帳から、48年10月の保険料は、49年3月26日付けで領収印が有ることから、納付が確認できた。同年1月から同年3月までは、同手帳に検認印は無いが、なぜ、3か月分だけが未納とされているのか納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和48年7月27日に国民年金に任意の資格で加入して以降、前後の国民年金保険料は納付済みである上、国民年金加入手続を行って以後、5回の転居を行っているが、すべて適正に住所変更の手続を行っている。

また、申立人は、申立期間の翌年度である昭和50年1月から3月については、後日、過年度納付していることが社会保険事務所が保管する特殊台帳により確認できる上、未納保険料が有った場合、社会保険事務所では納付書を発行して納付勧奨していたことから、申立期間についても過年度納付をしたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

昭和 36 年 2 月の結婚に伴い、当時、看護婦だった妻は病院を退職し、共済組合からも脱退することとなったため残念に思っていたところ、同年 4 月から国民年金制度が発足することを知って、夫婦で加入した。

申立期間の国民年金保険料額は、100 円か 200 円程度であったと記憶しており、自宅で集金人に納付したと記憶している。60 歳になったころ、最初の 1 年間で未納であると区役所で聞かされたが、納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付し、昭和 47 年 4 月から 60 歳到達により国民年金の加入資格を喪失するまでの期間について付加保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 10 月ごろ申立人の妻と連番で払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、A 市では、37 年 9 月から集金人制度を実施し、集金人は国民年金への加入勧奨及び保険料の徴収を行っていたことが確認できる上、当時は、厚生省（当時）の通達に基づき、市町村において過年度分の保険料を徴収することが可能

とされていた時期でもあったことから、集金人に納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人が妻と一緒に国民年金へ加入した契機や申立期間当時の保険料の納付状況に関する記憶が具体的であるなど、申立人の申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

夫は、私と一緒に国民年金制度が発足後、直ちに加入手続を行い、100円ほどの国民年金保険料を集金人に納付したが、銀行や郵便局に納付に行った記憶も有る。確実に納付してきたつもりなので、未納期間があることは納得できない。

なお、私の分については、既に年金記録確認第三者委員会でのあっせんを受け納付済み期間に訂正された経緯も有る。

(注) 本申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、国民年金制度の発足後、直ちに夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたとしており、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和36年9月に連番で払い出されており、国民年金制度の発足時に、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、申立期間の保険料額は当時の保険料額と一致するなど、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料を納付している上、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付していることから、申立期間の保険料についても納

付したとみるのが自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日を昭和43年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人の申立期間③のうち、平成16年1月から同年11月20日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、給与明細書において確認できる控除額から、同年1月から9月までは26万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年5月1日まで
② 平成15年12月1日から16年1月5日まで
③ 平成15年12月1日から16年11月20日まで

高校卒業後、父親の友人の紹介で株式会社Aへ入社した。昭和43年3月19日に面接を受け、同年3月20日から働き始めた。その後、同年5月末まで勤務したが、同年4月が厚生年金保険の加入記録から抜けている。

また、B株式会社から平成15年12月1日に系列会社のC株式会社に出向し、その後、16年11月20日まで継続して勤務したが、15年12月が厚生年金保険の加入記録から抜けている。

当時の給与明細書を所持しており、どちらのケースも厚生年金保険料

を翌月に控除していると考えられるので、申立期間①及び②の期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

さらに、C株式会社での勤務期間において、給与明細書に記載されている保険料相当の標準報酬月額と、社会保険庁の記録にある標準報酬月額が異なっているので、申立期間③の期間については、厚生年金保険料の控除額に合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立期間①については、申立人が保管している給与明細書より、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、申立人の昭和43年資格取得時の2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、元事業主は、当該事業所は既に廃業し、関係書類が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

C株式会社に係る申立期間③については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる控除額から、平成16年1月から同年9月までは26万円、同年10月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該控除額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を

行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、C株式会社に係る申立期間②については、申立人が保管している平成15年12月の給与明細書より、申立人が勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除は確認できない。これについて当該事業所は「申立人は平成15年12月においては臨時雇用扱いであったために、厚生年金保険料を控除しなかった。当社では厚生年金保険料を当月に控除しており、本来控除すべきではない喪失月の厚生年金保険料を誤って控除したものである。」と回答しており、当該事業所に勤務していた従業員に対し、当該事業所の厚生年金保険料控除の事務について照会したところ、「入社後3か月は研修扱いであり、その後正社員となった。」と供述しており、申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 12 月 8 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の A 事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 26 日から 26 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、B 県の C 飛行場の D 国軍基地での勤務期間のうち、昭和 25 年 10 月 26 日から 26 年 4 月 1 日までの期間の記録が無いことが分かった。ずっと同じように厚生年金保険料を控除されていたと思うので、この期間も、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E 防衛局が保管する当時の労務者名簿において、申立人が昭和 25 年 11 月 22 日に A 事務所に雇用され、26 年 10 月 12 日に退職した記録が確認できることから、当該期間において同事務所に勤務していたことは認められる。

一方、社会保険事務所が保管する A 事務所の被保険者名簿及び E 防衛局が保管する「厚生年金台帳索引簿」において、現在判明している申立人の記録以外に、申立人と氏名の漢字が 1 字違いの者（但し、生年月日は一致。以下「F 氏」という。）が昭和 25 年 12 月 8 日に厚生年金保険に加入し、26 年 10 月 13 日に当該資格を喪失している記録が確認できる。

また、上記 F 氏の記録が申立人の記録である可能性、及び上記 F 氏の記録が申立人の記録であった場合には、A 事務所に係る申立人の記録が 2 つ存在す

る理由について、E防衛局は「申立期間当時は、ちょうど、A事務所で管轄していた記録が、事務所の統合でG・A事務所の管理となった時期であった。その際に、転記ミスのようなもので、名前を1文字違いで書いてしまい、そのためにその記録が別の人物のものとして管理されている可能性がある。」と回答している上、「当時は、基地内の勤務部署（部隊）が変更された場合に厚生年金保険等の番号を新たに付与し、名簿に記載した例もあることから、現在判明している記録に加えて、F氏の記録も申立人の記録である可能性がある。」と回答している。

さらに、社会保険庁の記録において申立人の氏名から考えられる読み方の被保険者及びF氏の氏名から考えられる読み方の被保険者を調査したが、現在申立人の記録として判明している記録以外に該当する記録は無く、F氏の記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、F氏の記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和25年12月8日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の上記期間に係る標準報酬月額については社会保険事務所の被保険者名簿のF氏の記録により8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和25年10月26日から同年11月21日までの期間については、勤務実態及び在籍を確認できる記録等が無いが、同年11月22日から同年12月7日までの期間については、上記労務者名簿により、申立人がA事務所に雇用されていた事実は確認できる。しかしながら、上記の両期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立人の昭和25年10月26日から同年12月7日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、昭和25年10月26日から同年12月7日までの期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B支部における資格取得日に係る記録を昭和42年5月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月4日から44年3月20日まで

私は、A協会B支部（現在は、A協会B地方本部。以下同じ。）に昭和42年2月4日から勤務し、試用期間の3か月を経過した同年5月4日には厚生年金保険被保険者となっているはずであるが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同支部での資格取得日は44年3月21日となっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA協会B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（事業所台帳）によると、申立人は同支部において、昭和44年3月21日に厚生年金保険被保険者となっているが、申立人は42年2月4日に同事業所に入社し、3か月の試用期間を経て同年5月4日に同事業所の事務局員として厚生年金保険に加入したと主張しており、入社年月日については、同支部が発行した職場新聞「C」に入社年月日の記載があることから確認できる。

また、申立期間当時の雇用責任者であった同支部事務局長は、同支部では採用後3か月の試用期間を規約に定め、同事業所の事務局員全員につい

て試用期間後すぐに厚生年金保険の加入手続をしており、申立人についても同様に昭和 42 年 2 月 4 日に同事業所の D 部に採用後 3 か月の試用期間を経て同年 5 月 4 日に同支部の事務局員（正社員）とした際に厚生年金保険に加入し、保険料も控除した旨を供述している。

さらに、申立期間に勤務していた複数の同僚は、申立人は申立期間以前に A 協会 B 支部に採用され、3 か月の試用期間後には同事業所の事務局員として D 部に勤務し、その後、E 部に異動したが、各々の部署において勤務形態及び業務内容に変更は無かった旨の供述をしており、当該複数の同僚は、いずれも 3 か月の試用期間後には厚生年金保険に加入している記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同じ昭和 42 年に厚生年金保険に加入している被保険者のうち、申立人と生年月日が最も近い者の資格取得時の記録から判断すると 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日（昭和21年4月1日）及び資格取得日（昭和22年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を390円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年8月1日まで

私は、昭和13年から43年までA株式会社で継続して勤務し、勤続30年の表彰も受けているが、社会保険事務所から申立期間について厚生年金保険に加入していないとの回答を受けた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A株式会社において昭和17年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、21年4月1日に資格を喪失後、22年8月1日に同社において再度資格を取得しており、21年4月から22年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A株式会社B課で勤務していた複数の同僚の供述及び申立人が所持する勤続表彰状から、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、昭和21年4月1日に当該事業所に入社した者は、申立人が入社当時の上司であり、申立人が退職する1年前まで同じ部署において業務内容等の変更無く勤務していた旨の供述をし、このことは他の複数の同僚も供述しており、これら複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保

険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、390円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年4月から22年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月16日から同年10月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA株式会社に入社して以降、52年10月1日にD株式会社（現在は、E株式会社。以下同じ。）に転籍し、60歳で定年退職するまで継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。退職に至るまで継続して勤務していたことを示す証明書も所持しており、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事担当者の供述及び同社の事業主が証明している勤務期間証明書並びにD株式会社が保管する昭和52年度賃金台帳兼所得税徴収簿から判断すると、申立人がA株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和52年10月1日にA株式会社C営業所からD株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D株式会社が保管する昭和52年度賃金台帳兼所得税徴収簿に記載されている厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から46年5月まで
毎月給料が入った時に、A銀行かB市役所で国民年金保険料を納付したこともあった。納付していた保険料月額は、1,000円から2,000円ぐらいで、夫婦別々に払っていた。申立期間のうち、数か月は未払いであるが、それ以外の期間は働いていたので必ず納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月給料が入った時に、A銀行かB市役所で毎月1,000円から2,000円納付していたと主張しているが、申立期間の保険料額とは大きく相違する上、当時は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付することにより、保険料を収納する方式であり、金融機関において保険料を納付することはできず、申立内容は不合理である。

また、国民年金保険料を納付する前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号から平成2年4月ごろに払い出され、申立人は、このころに国民年金に加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間は時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、B市役所が保管している申立人の被保険者名簿の備考欄に「54か月不足、要高齢任意加入」と記載されており、申立人は、その後、同

市担当者の平成2年4月10日付け事務連絡に従って、60歳到達時に高齢任意加入を行い、国民年金保険料を納付して老齢年金の受給資格を取得していることが確認できることから、申立人が同市担当者から指導を受けた時点では、申立人は申立期間が未納であることを既に説明されていたものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻中の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月、45年1月から同年7月までの期間、45年9月、46年1月、47年3月から同年5月までの期間、同年12月から48年1月までの期間及び48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月
② 昭和45年1月から同年7月まで
③ 昭和45年9月
④ 昭和46年1月
⑤ 昭和47年3月から同年5月まで
⑥ 昭和47年12月から48年1月まで
⑦ 昭和48年3月

昭和49年から53年ぐらいの間であったと思うが、私の姉が、今なら国民年金をさかのぼって納付できると電話で知らせてくれた。私はすぐにA区役所に出向き、厚生年金保険の期間と国民年金の保険料を支払っていない期間を調べてもらい、未納分をすべて支払った。未納が有るのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和49年から53年ぐらいの間にA区役所に出向き、申立人が20歳となった以降、厚生年金保険の被保険者となっていなかった期間について確認した上、国民年金保険料をすべて納付したと主張し

ているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、51年5月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間①については国民年金に未加入であり、申立期間②から申立期間⑦については、国民年金の被保険者としての資格が追加されたのは平成9年2月24日以降であることが確認でき、申立人は、昭和49年から53年の間においては申立期間が未納であることを確認することができず、さかのぼって納付することはできなかったものと考えられることから、申立内容は不合理である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、総額数千円であったとも主張しているが、申立人が国民年金に加入後に保険料納付が可能な第3回目の特例納付をすれば、必要な申立期間の保険料額とは大きく相違し、申立内容と符合しない。

なお、申立人は、上記の国民年金加入時点で、昭和48年度から50年度の保険料をさかのぼって納付したものとみられることから、これを誤認している可能性もうかがわれる。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 921

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月まで

私達夫婦は、国民年金の加入手続のために、A 区役所へ行った際に 2 年間さかのぼって支払わなければ国民年金に加入できないと言われて、それぞれ約 4 万円の国民年金保険料を一括納付した。納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 市 A 区で国民年金の加入手続を行った際、担当者から 2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付しなければ、国民年金に加入できないと言われ、それぞれ約 4 万円の保険料を納付したと主張しているが、この金額は、申立期間の保険料額と大きく相違し、申立内容とは符合しない上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 12 月に、夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦はこのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間の一部は過年度納付が可能であるものの、申立期間の保険料をすべて過年度納付することはできないなど、申立内容は不自然である。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月まで

私達夫婦は、国民年金の加入手続のために、A 区役所へ行った際に 2 年間さかのぼって支払わなければ国民年金に加入できないと言われて、それぞれ約 4 万円の国民年金保険料を一括納付した。納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 市 A 区で国民年金の加入手続を行った際、担当者から 2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付しなければ、国民年金に加入できないと言われ、それぞれ約 4 万円の保険料を納付したと主張しているが、この金額は、申立期間の保険料額と大きく相違し、申立内容とは符合しない上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 12 月に、夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦はこのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間の一部は過年度納付が可能であるものの、申立期間の保険料をすべて過年度納付することはできないなど、申立内容は不自然である。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年5月までの期間及び39年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年5月まで
② 昭和39年10月から40年3月まで

国民年金の加入手続は、妻が昭和36年ごろA市B区役所で行い、国民年金保険料についても納付してくれていて、月額100円だったと聞いている。申立期間について未納とされているのが納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和36年ごろに申立人夫婦の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料についても一緒に納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、37年10月にA市B区において夫婦連番で払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日が同年10月26日付けで発行されていることから、申立人の妻はこころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間①のうち、36年4月から37年3月までについては、保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立期間①のうち、昭和37年4月から38年5月までの期間及び申立期間②については、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻についても未納である上、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間の検認記録欄には検認印が無く、社会保険事務所が保管する特

殊台帳の記録及び社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、当該期間の保険料を納付しなかったものとするのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から49年3月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続は義母が行い、申立期間の国民年金保険料については、義父母の保険料を集金に来ていた集金人に、義母が夫、義弟及び私の保険料と一緒に納付していたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和49年7月に連番で払い出されており、申立人の義母は、このころに申立人夫婦の国民年金加入手続を行ったものと考えられ、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付により納付することとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の義母と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫及び義弟も、申立期間は未納であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続は母親が行い、申立期間の国民年金保険料については、父母の保険料を集金に来ていた集金人に、母親が妻、弟及び私の保険料と一緒に納付していたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和49年7月に連番で払い出されており、申立人の母親は、このころに申立人夫婦の国民年金加入手続を行ったものと考えられ、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付により納付することとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の弟は、申立期間は未納であり、申立人の妻についても、昭和36年度は未納であり、37年度からは厚生年金保険の資格を取得し、同資格を喪失した昭和40年6月から49年3月までについても未納である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者は

おらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年1月まで

私は、申立期間当時、母親から私の国民年金保険料を納付していることを聞いた覚えが有り、納付した記録が無いことに納得できない。国民年金手帳や領収書は紛失してしまったが、母親が納付していたことを確信しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に払い出されており、申立人の母親は、このころに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、申立期間の被保険者資格は、平成18年10月16日に追加修正されたことが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、申立期間は未加入の期間とされていたため、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには、特例納付により納付することとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から49年3月まで

私の未納期間を解消するため、夫は、A区役所の集金人に、必要な保険料の金額を計算してもらい、一括してその集金人に手渡した。

その後、集金人から、区役所の国民年金課に預かったお金を納付したとの説明を受けた。領収書をもらうのを忘れてしまったが、このような方法で申立期間の保険料を納付した。

なお、夫は、私の分と共にB川沿いのC社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を未納無く納付してきた。夫は、昭和48年12月20日に、夫の過去の未納期間を解消するために国民年金保険料を一括で納付していた。

私が58歳になった平成16年11月に、社会保険庁から送られてきた「年金加入記録のお知らせ」には、納付したはずの申立期間が未納とされていた。納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、A区役所の集金人に、申立人の未納期間の納付に必要な国民年金保険料の金額を計算してもらい、申立期間の保険料を一括してその集金人に納付したと主張しているが、D市では国庫金である過年度保険料及び特例納付の保険料の収納は取り扱っていない上、申

立人の夫は、申立人の分と共にB川沿いにあったC社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったとも主張しているが、同事務所は申立期間当時は同場所には存在していなかったことが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に払い出されているのに対し、申立人の夫の同記号番号は、同年1月に払い出されているなど、申立内容は不自然である。

なお、申立人の夫が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和48年12月の時点では、申立人の夫は、国民年金保険料の現年度納付及び過年度納付だけでは国民年金の老齢年金の受給資格期間を満たせないため、特例納付を行う必要性があったのに対し、申立人が特例納付を行う必要性は無かったものと考えられる。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 9 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A病院に勤務していた時の記録が無いことが判明した。勤務し始めた時期は定かではないが、昭和 45 年に長男（昭和 46 年生）を妊娠する前に就職し、出産する直前まで勤務していたのを覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保管する「病院開設者届出事項中一部変更届」の控え、申立人が所持する写真及び同僚の供述から、申立人が申立期間の一部において同病院に准看護師として勤務していた事実は確認できるが、同病院には申立期間当時の給与台帳等の資料が保管されていないことから、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料は無い。

また、A病院における申立人の同僚 12 人に照会したところ、回答があった 4 人のうち 2 人が厚生年金保険加入記録に空白期間がある旨の供述をしている。

さらに、申立期間当時にA病院で勤務していた従業員について、「病院開設者届出事項中一部変更届」に記載の就職及び退職年月日から推認される勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間を比較したところ、いずれも一致しておらず、同変更届に基づいて厚生年金保険の手続が行われていたとは認め難い。

加えて、申立人は、A病院に勤務を開始した時期について具体的な記憶

を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、雇用保険被保険者加入記録でも、A病院において雇用保険の被保険者であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 42 年 12 月まで

申立期間においてA社（昭和 56 年にB株式会社に名称変更。以下同じ。）に勤務していた。社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、当該期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社に、申立てに係る事実について照会したものの、法人となった昭和 56 年以前の人事記録等の資料はすべて破棄している上、申立期間当時社員として勤務していた当時の事業主は、申立人について記憶に無いと供述しており、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人が勤務していたと供述しているものの、社会保険庁の記録によると、当該同僚が申立期間において申立人と一緒に勤務していたことは確認できないため、申立期間における勤務の推認は困難である。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の番号に欠番は無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人が申立期間にA社において雇用保険の被保険者であった事実は確認できない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 1 日から 53 年 4 月 30 日まで
昭和 51 年 5 月 1 日に 2 種運転免許を取って、その月に A 株式会社に入社した。途中で 1 回退職して、しばらくして 53 年に再度入社した。同社における厚生年金保険の加入期間で、途中で退職した時までの期間が欠落しており、この間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和 51 年 5 月 2 日から 52 年 1 月 20 日までの期間については、A 株式会社勤務していたことは認められるが、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、保険料控除に関する申立人の記憶は明確ではない。

また、A 株式会社へ照会したところ、当該事業所の社会保険事務担当者は、当時の資料は保管していないが、当時の社会保険の手続については、試用期間中に月 15 日以上勤務に達しない場合や本人が厚生年金保険への加入を拒否した場合には加入手続を行わなかった旨を供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険の被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号も連続しており欠番は見られないことから申立期間における申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月1日から37年3月1日まで
② 昭和37年3月1日から38年6月1日まで

株式会社Aには、昭和36年9月から約半年間、運転手として勤務した。
株式会社Bには、37年3月から、大型トラックの運転手として勤務していた。両事業所とも申立期間について厚生年金保険が未加入となっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 株式会社Aに係る申立期間①については、申立人が申立期間当時の同僚であったと述べている者の氏名が、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、同社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは昭和37年10月1日からであり、それ以前に適用事業所であった記録は確認できない。

また、株式会社Aに照会したところ、申立期間当時は、同社が個人事業所であったため、厚生年金保険に加入していなかった旨の回答があった上、同社に同時期に勤務した同僚についても同社の回答と同様の供述をしていることから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていた事情はうかがえない。

2 株式会社Bに係る申立期間②については、申立人が申立期間当時の同僚であったと述べている者の氏名が、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、同社に勤務

していたことは推認できるが、同社に照会したところ、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができなかつたほか、申立人が同僚として名前をあげている者の三人のうち一人については、その当時のことを記憶しておらず、そのほかの者についても、所在が不明であり、申立てに係る事実を確認することができない。

また、株式会社Bの申立期間当時の同僚に照会を行ったところ、複数の同僚についても、申立人と同様に厚生年金保険の未加入期間がある旨の回答があった。

- 3 申立人は両申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料を所持していない。
- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 7 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
② 昭和 48 年 11 月 21 日から 50 年 2 月 20 日まで

私は、株式会社Aに昭和 48 年 7 月 1 日から同年 11 月 20 日まで、株式会社Bに同年 11 月 21 日から 50 年 2 月 20 日まで勤務していた。過去 3 回社会保険事務所へ厚生年金保険の期間照会を提出しているが、いずれも名簿に氏名見当たらずとの回答であった。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 株式会社Aに係る申立期間①については、申立期間当時の元取締役及び複数の同僚の供述により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、上記元取締役及び複数の同僚の供述においても、申立人の正確な勤務期間及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実については確認できない。

また、株式会社Aは解散し、当時の事業主も既に亡くなっており、申立期間当時の資料の存否も不明であるため、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、株式会社Aに係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号の欠番も無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 株式会社Bに係る申立期間②については、申立期間①に係る株式会社Aから、同社と同一の事業主が経営する関連会社の株式会社Bに、昭和

48年11月21日付けで異動（社会保険庁の記録において、株式会社Aから株式会社Bに74人が異動）が確認できる同僚の供述から、申立人が同年11月21日に株式会社Aから株式会社Bに異動し、株式会社Bにおいて勤務していたことは推認できるが、上記同僚を含む複数の同僚、元役員の供述においても、申立人の当該事業所における退職時期は不明であるため、申立人の勤務期間は明確ではない。

また、株式会社Bは既に解散し、当時の事業主も既に亡くなっており、申立期間当時の資料の存否も不明であるため、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、株式会社Bに係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号の欠番も無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 3 申立人及び複数の同僚が、株式会社A及び株式会社Bにおいて、申立人と同様の業務で同時期に勤務していたとする元同僚の中には、両事業所に係る厚生年金保険被保険者としての加入記録が確認できない者もあり、申立期間当時、当該両事業所においては、厚生年金保険に加入させていなかった従業員がいたことがうかがえる。

また、申立人は、両申立期間の事業所における勤務期間及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、雇用保険の記録においても、申立てに係る両事業所における申立人の被保険者記録は無い。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月3日から36年8月1日まで
A株式会社B支店には昭和33年3月から勤務した。申立期間の厚生年金が欠落している。当該期間の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B支店が保管する退職報告書により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められるが、現在の事業主に照会したところ、厚生年金保険料を給与から控除したかどうかは不明で、当時の関連資料も保管されていないと回答していることから、申立人が、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、当時の複数の同僚は、正社員以外に技能社員、出張所雇い、現場雇い等があり、現場雇いは、厚生年金保険に加入していなかったと供述している上、上記複数の同僚のうち3人の同僚については、「現場雇いの期間については、厚生年金保険被保険者とはされていなかった。」旨回答しているため、複数の同僚等の供述から、現場雇いであったと考えられる申立人については、A株式会社B支店現場作業所が厚生年金保険の適用とされた昭和36年8月1日以前の申立期間については、厚生年金保険の加入手続がとられていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から36年3月31日まで
A株式会社B工場の厚生年金保険の被保険者加入記録において、昭和35年7月19日から同年9月13日までの加入期間が判明した。しかしながら、この加入記録はC株式会社（現在は、株式会社D。以下同じ。）E支店の加入期間（昭和35年4月1日から同年10月15日まで）と重複している。A株式会社B工場とC株式会社の所在地は、8キロほど離れているため、同時に二か所に勤務することはできない。私の記憶では同年11月から36年3月までA株式会社B工場に勤務していたと思うので、調査の上申立期間について厚生年金保険被保険者加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場の同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、上記同僚の供述においても申立人が申立期間において勤務していたことは確認できない。

また、当該事業所は昭和50年3月21日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在も不明のため、申立期間における申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、上記同僚を含む申立期間当時A株式会社B工場に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿には、申立人が昭和 35 年 7 月 19 日に資格取得し同年 9 月 13 日付け資格喪失しているが、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を A 株式会社 B 工場の事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、株式会社 D の事業主に照会しても、「申立人が当社に勤務していた期間及び勤務形態等は不明。」と回答している上、同僚に照会しても、「申立人については知らない。」と供述しているため、当該事業所における正しい勤務期間等を確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から25年6月9日まで

昭和21年2月から22年2月までA国軍B師団C学校で学生の身分であるが給料をもらい、当時操作できる人が少なかった重機を用いて、戦後復興のために働いた。卒業後も同師団D部隊においてE、F、Gの各工事現場で戦後復興のために働いた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る駐留軍施設従業員の労務管理を担当していたH渉外労務管理事務所に係る社会保険庁の記録では、厚生年金保険の新規適用が昭和24年4月1日であり、同日以前の申立期間において上記労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、同年4月1日から25年6月9日までの申立期間についても、社会保険庁のH渉外労務管理事務所に係る記録において申立人の氏名は無い。

また、申立期間当時、H渉外労務管理事務所における厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

さらに、申立人が働いていたとしているA国軍B師団C学校（所在地はI県のJ（地名））及び同師団D部隊（同じくK市L区）について、M防衛局（旧防衛施設庁）に照会したところ、「昭和25年6月10日以降の記録しか保存されていないので、申立人に係る給与の支払い主体がA国軍か日本政府かは調査できない。」との回答であり、防衛省防衛研究所に照会したところ、

「当研究所は戦後の記録について研究する機関で、A国軍B師団の司令部がN市にあり、O県に関連施設があったことまでは確認できるが、I県のJにおいてC学校及びK市L区において同師団D部隊があったかどうかまでは記録が無いため調査できない。」と回答しているため、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

加えて、申立人が所持している申立期間当時のA国軍B師団C学校における集合写真について、申立期間中にH渉外労務管理事務所に係る厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に照会しても、申立人を含め上記集合写真に写っている人物を知る従業員は無く、申立てに係る事実を確認できなかった。

また、H渉外労務管理事務所から当時の資料を引き継いでいるI県に対し照会したところ、「H渉外労務管理事務所が保有していた名簿などがI県庁に移管されていないか調査したところ申立期間当時の名簿などは無かった。」と回答しているため、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 10 月 15 日まで
② 昭和 37 年 10 月 16 日から 40 年 12 月 31 日まで

私の厚生年金保険加入記録をみると、A株式会社に昭和 34 年 4 月 1 日に入社したのは間違いないが、自分の記憶では同社からB株式会社へ行き、また、A株式会社に戻ったことはなく、A株式会社には 37 年 10 月まで在籍し、その後すぐ父の勧めでB株式会社へ行き、結婚する 40 年 12 月末まで在籍していた。現在の社会保険庁の記録は私の記憶と異なっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A株式会社に係る申立期間①については、申立期間において当該事業所に勤務していた上司及び同僚に照会しても、申立人の勤務実態及び勤務期間は明確ではない。

また、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、A株式会社も平成 7 年に解散、申立期間当時の資料の存否も不明であることから、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、申立期間のうち、昭和 35 年 8 月 15 日から 37 年 6 月 1 日までの期間については、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者としての加入記録が確認できることから、申立ては合理性に欠ける。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

- 2 B株式会社に係る申立期間②については、当時の同僚に照会しても、申立

人が申立期間当時当該事業所に勤務していたことを確認するための供述を得ることはできない。

また、当時の事業主は既に亡くなっており、元役員に照会しても申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認するための関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、B株式会社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されていない上に健康保険番号の欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

3 このほか、両申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 27 日から 43 年 2 月 28 日まで

私は、A株式会社Bゴルフ場を辞めて、昭和 41 年 4 月に株式会社Cに入社したが、厚生年金保険の記録は私の記憶より 2 年も短い。「失業保険被保険者証」の交付日は同年 5 月 2 日になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、株式会社Cで働いていたことについては、申立期間当時の事業主の関係者及び同僚の供述から推認できるが、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、同社は廃業している上、当時の関連資料等は保管されていないことから、申立人の勤務実態及び申立人の給料から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、株式会社Cに係る厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日が、申立期間より後の昭和 43 年 3 月 1 日と同日であり、申立期間における当該事業所の厚生年金保険の被保険者名簿に申立人の名前が見当たらないことから、当該期間における申立人の厚生年金保険の被保険者としての届出が、事業主によってなされた事実は確認できない。

さらに、株式会社Cに係る申立期間について、「申立人は当初パート等の臨時雇用であったために、社会保険に加入してなかったと記憶している」旨、当時、当該事業所に勤務していた複数の事業主親族が供述していることから申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除された事実は確認できない。

加えて、申立人は、申立人が保管している「失業保険被保険者証」（D 公共職業安定所発行）の交付日が、昭和 41 年 5 月 2 日であることを根拠に申立期間において株式会社 C に勤務していたと主張しているが、同社に係る雇用保険の記録では、申立人が被保険者となった年月日は、上記「失業保険被保険者証」交付日の約 2 年後の 43 年 3 月 1 日となっており、E 労働局に照会しても、41 年 5 月 2 日の時点では、申立人に係る雇用保険の加入記録が無いことから、上記「失業保険被保険者証」交付の経緯は不明と回答している上、上記「失業保険被保険者証」は、申立期間以前に申立人が勤務していた事業所における被保険者番号と同一の番号となっており、前事業所を退職後に上記「失業保険被保険者証」を再交付された可能性もあることから、同社の勤務期間中に申立人に対し、上記「失業保険被保険者証」の交付がなされたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

なお、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書等の関係資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
昭和 36 年 3 月から同年 10 月まで株式会社Aに勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、同社における加入記録が無い。同社に勤務している間に健康保険証を使用したことが有り、退職時には失業保険も受給している。同社に勤務していたことは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が株式会社Aと事業主が同じであったと供述しているB株式会社の複数の元同僚の供述から、正確な勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことは推認できるが、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人が記憶している元同僚についても申立期間における厚生年金保険加入記録は無く、株式会社Aは、社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所としての存在が確認できない上、上記のB株式会社と株式会社Aの経理を担当していた元同僚に照会したところ、株式会社Aについては厚生年金保険に加入していなかったと思う旨供述している。

さらに、B株式会社についても調査したが、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人及び申

立人が記憶している同僚の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、商業登記簿においても、株式会社Aの法人としての存在が確認できず、B株式会社は昭和49年に解散しており、事業主も既に亡くなっているため、申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 44 年 8 月 31 日まで

私は、60 歳になり老齢年金を受給するときに、社会保険事務所で厚生年金保険の記録が抜けていることを聞いて不審に思っていたが、最近、再度、社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。

脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無く、また、一番長く勤めていた A 株式会社の被保険者期間だけが脱退手当金の支給対象期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、請求期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 11 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 44 年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務

処理上不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から32年4月12日まで
(合名会社A)
② 昭和32年4月12日から33年4月1日まで
(宗教法人B)
③ 昭和33年4月1日から39年7月31日まで
(C店)

申立期間について、脱退手当金が支給済みという社会保険事務所からの回答であったが、この請求手続をしたのは私ではなく、男性の事務の方だったと思う。

私は、脱退手当金を受領していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

請求期間の最終事業所の被保険者名簿の女性のうち、脱退手当金の受給資格がある15人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5人に支給記録が確認でき、このうち4人について資格喪失日の約4か月から7か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、申立人と同じ資格喪失月で同一日に支給決定されている同僚がいる上、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されていることを踏まえると、事務処理が適正に行われ、脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無く、脱退手当金の支給記録が確認できる5人全員についても「脱」表示が無いが、昭和32年12月2日保業発第186号通知によると、最後の厚生年金保険資格喪失日が同

年 10 月 2 日以降の者については、被保険者台帳への「脱」表示は必要としない旨規定されており、申立人の厚生年金保険資格喪失日は 39 年 7 月 31 日であり、社会保険事務所では、当該通知に基づき、被保険者名簿に「脱」表示を行わなかったものと考えられることから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできない。

さらに、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 39 年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年9月30日まで
社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では昭和24年4月1日から26年7月1日までとなっているが、28年9月30日まで駐留軍施設（Aビル又はBキャンプ）で勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間当時の同僚と一緒に写っている写真及び同僚の供述から、申立人が駐留軍施設（Aビル又はBキャンプ）に勤務していたことは推認できるが、上記写真及び同僚の供述においても申立人の駐留軍施設における勤務期間は明確ではない。

また、申立期間に係る駐留軍施設従業員の労務管理を担当していたC県渉外労務管理事務所から当時の資料を引き継いでいる同県D部E課長に対し照会したところ、「切り替えに伴う退職者名簿によると、申立人については昭和24年11月9日から26年6月30日までの期間（社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致）に係る退職手当が支払われていることが確認できるが、同年6月30日以降に再雇用されている者の中には、申立人の名前は見当たらない。」との回答であり、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、F県渉外労務管理事務所から当時の資料を引き継いでいるF県知事に対し照会したところ、「申立人の就労記録（駐留軍労務者雇用台帳）について、F県で保存している公文書では確認することができない。」と回答しているため、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

加えて、申立人が駐留軍施設（Aビル）における同僚と記憶している者についても、申立期間の厚生年金保険被保険者の加入記録が存在しないため、申立期間において申立人の厚生年金保険料が事業主により控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所のC県渉外労務管理事務所及びF県渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されていない。

さらに、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。